

## 三朝町空き店舗等活用支援補助金交付要綱（平成28年三朝町告示第29号）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、三朝町空き店舗等活用支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （交付目的）

第2条 本補助金は、町内にある空き店舗等を活用して出店するものを支援することによって、町の活力及び賑わいの創出を促進することを目的として予算の範囲内で交付する。

### （用語の定義）

第3条 この要綱において、「空き店舗等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- （1） 店舗として利用されていた物件であって、廃業又は移転により営業活動を中止し、又は中止したとみなされる日から概ね1か月以上経過しているもの
- （2） 店舗以外であった物件で、改修工事等により店舗として利用するもの
- （3） 新たに店舗を建設し、事業に供する物件

### （補助対象者）

第4条 本補助金の交付の対象となる事業主は、空き店舗等を利用して事業を開始し、又は開始しようとする者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 三朝町商工会の会員であること又は創業する場合にあっては、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第113条第2項に基づき鳥取県中部圏域1市4町が共同で策定し、同条第4項の規定により認定された創業支援事業計画に記載された同法第2条第25項に規定する特定創業支援事業（以下「特定創業支援事業」という。）による支援を受けた者であること。
- （2） 町税を滞納していない者であること。
- （3） 事業を営む店舗において、第9条の規定による交付決定を受けた日（以下「交付決定日」という。）から1年以上の営業を継続する者であること。
- （4） 過去に本補助金の交付を受けていない者であること。

### （補助対象要件）

第5条 本補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる全ての要件に該当しなければならない。

- （1） 町の商工業の発展及び賑わいの創出が期待できる事業であること。
- （2） 事業を開始するに当たって定めた具体的な計画を有し、操業開始から1年以上の営業を行う見込みがあると町が認めた事業であること。
- （3） 事業を営む店舗において、毎月おおむね20日以上営業すること。
- （4） 開業に際して法令に基づく資格が必要な場合は、当該資格を有し、又は開業までに有する見込みがあること。
- （5） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う場合は、町長が不相当と認める業態のものでないこと。
- （6） 金融関係事業でないこと及び主として事務所として使用するものでないこと。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、本補助金の交付目的に照らして不相当と認められる事業でないこと。

### （本補助金の額）

第6条 本補助金の額は、別表に定める補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、同表の右欄に掲げる限度額を上限とする。

空き店舗等の区分	限度額
1 第3条第1号又は第2号	100万円
2 第3条第3号	200万円

- 2 本補助金は、次の各号に掲げる時期に、当該各号に定める額を交付するものとする。
- (1) 補助対象経費に係る工事の完了後 第9条の規定により決定した額（以下「交付決定額」という。）の2分の1以内の額
  - (2) 操業開始から1年経過後 交付決定額から前号の規定により算出した額を控除した額

（交付申請書に添付すべき書類）

第7条 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号から第3号までに掲げる書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 賃貸契約書等の写し
- (3) 空き店舗等の位置図及び平面図
- (4) 補助対象経費に係る金額が確認できる見積書等の写し
- (5) 町税の滞納の調査に係る同意書（様式第2号）
- (6) 創業する場合にあっては、特定創業支援事業による支援を受けたことを証明するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

- 2 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、操業開始予定の1か月前までに交付申請を行わなければならない。

（本補助金に係る審査会）

第8条 規則第5条の規定による申請が本補助金の交付対象として適当と認められるかどうかについて、第三者からの意見を反映させるため、三朝町空き店舗等活用支援補助金の交付に係る審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、町長からの求めに応じて、申請内容等が本補助金の交付対象として適当か検討し、その結果を報告するものとする。
- 3 審査会は、次の審査員6人をもって構成する。

- (1) 三朝町商工会長
- (2) 三朝町商工会事務長
- (3) 三朝温泉観光協会長
- (4) 副町長
- (5) 財務課長
- (6) 企画観光課長

- 4 審査会に審査員長を置き、副町長をもって充てる。

- 5 審査員長に事故があるとき、又は審査員長が欠けたときは、あらかじめ審査員長の指名する審査員がその職務を代理する。

- 6 審査会は、審査員長が招集する。

- 7 審査員が申請者及びその構成員と直接の利害関係があるときは、あらかじめ審査員長に自ら申し出るものとし、審査員長の同意を得なければ、審査会に参加することができない。

- 8 審査会の事務は、企画観光課において行う。

（本補助金の交付決定）

第9条 町長は、規則第5条の規定による申請があったときは、前条第2項の規定により審査会から報告を受けた内容を考慮して本補助金の交付の可否を決定し、その旨を三朝町空

き店舗等活用支援補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知しなければならない。

（本補助金の変更決定）

第10条 町長は、規則第12条第3項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その内容について承認したときは、三朝町空き店舗等活用支援補助金交付（変更・中止）（承認・不承認）通知書（様式第4号）により、当該変更又は中止を申請した補助対象事業者に通知するものとする。この場合において、本補助金を増額する変更は行わないものとする。

（補助対象経費に係る工事の完了後の報告）

第11条 第9条の規定により本補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助対象経費に係る工事が完了したときは、当該工事完了後30日以内に三朝町空き店舗等活用支援補助金実施状況報告書（様式第5号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象経費に係る金額が確認できる請求書、内訳書及び領収書の写し
- （2） 補助対象経費に係る工事による空き店舗等の改修前と改修後が分かる写真
- （3） 税務署に提出した個人事業の開業等届出書又は法人設立届出書の写し
- （4） 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

（交付の審査）

第12条 町長は、補助対象事業者から前条の規定による報告があったときは、その内容を速やかに審査し、本補助金の交付を適当と認めたときは、三朝町空き店舗等活用支援補助金実施状況確認通知書（様式第6号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（操業開始から1年経過後の報告）

第13条 規則第17条の規定にかかわらず、補助対象事業者は、操業開始から1年を経過したときは、速やかに三朝町空き店舗等活用支援補助金実績報告書（様式第7号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 申告書又は決算書等
- （2） 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

2 前条の規定は、前項の規定による実績報告に係る交付の審査について準用する。この場合において、同条中「三朝町空き店舗等活用支援補助金実施状況確認通知書（様式第6号）」とあるのは、「三朝町空き店舗等活用支援補助金確定通知書（様式第8号）」と読み替えるものとする。

（状況報告）

第14条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行状況について補助対象事業者に報告を求めることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に事業を開始する者に係る補助金から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定が行われた本補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則（平成 28 年三朝町告示第 88 号）

この改正は、平成28年11月 1 日から施行し、平成28年度分の本補助金から適用する。

別表（第6条関係）

<p>補助対象経費</p>	<p>本補助金に係る店舗の開店時に要した経費で、次に掲げるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新築及び増築工事費</li> <li>(2) 外装工事費</li> <li>(3) 内装工事費</li> <li>(4) 設備工事費             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 洗面台及び便器の取り付けその他の衛生設備工事費</li> <li>イ 厨房設備の取り付けその他の厨房設備工事費</li> <li>ウ 屋内配線、コンセントの取り付けその他の電気設備工事費</li> </ul> </li> <li>(5) その他の工事費             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 基礎、土台、柱、壁その他構造部分の耐震補強工事費</li> <li>イ (1)から(4)までに掲げる工事に関連して行う解体工事費</li> <li>ウ その他町長が必要と認める経費</li> </ul> </li> </ul>
<p>補助対象外経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建物と一体となっていない什器及び備品購入費、消耗品費、景品購入費、神事等に係る経費</li> <li>(2) 建築資材、機器、設備、部品等を購入し、申請者自らが施工する工事費</li> <li>(3) 電話、ケーブルテレビ、インターネット等の屋外回線工事費</li> <li>(4) 居住の用に供する部分に係る工事費</li> <li>(5) 電圧変更等に係る各種申込み手数料</li> <li>(6) その他補助対象として適当であると認められない経費</li> </ul>